

## 第4次札幌市食育推進計画骨子(案)

## 1 第3次札幌市食育推進計画について(現行計画)

## (1) 第3次札幌市食育推進計画の概要

- 平成20年に札幌市食育推進計画を策定し、その後5年毎に計画を策定。
- 現行計画は、「食を通して豊かな人間性を育みます」を基本理念とし、計画期間を平成30年度から令和4年度までの5年間としている。

基本目標1「健やかで心豊かな食生活の実現」 基本目標2「食の環境や循環・安全を意識した食生活」  
基本目標3「食文化の継承と食育推進体制の整備」

- 現行計画では、3つの基本計画に基づき、23の指標を定め、延べ148の食育事業を実施。毎年、札幌市食育推進会議において報告し取組の評価を行っている。

## (2) 基本目標ごとの主な取組と成果

指標の評価は、令和4年度にアンケート調査及び札幌市健康・栄養調査の結果等により行うため、現段階の基本目標ごとの主な取組と成果の一例を示す。

## ア 基本目標1「健やかで心豊かな食生活の実現」

- 全世代を対象に野菜摂取量の増加や減塩の取組を、保育所や学校、地域団体・企業などと連携して行った。
- 妊産婦や乳幼児のいる家庭を対象に、乳幼児健診やマタニティ教室・離乳期講習会等の場で、望ましい食生活について啓発を行った。
- 若い世代への取組として、高校と連携し「高校生のための食生活指針」を新規作成。「食育学生ボランティア」を養成し活動を支援。高校や大学等と連携して朝食の欠食や野菜摂取量の増加について取組むほか、オンライン配信により「食育講演会」を実施した。
- 高齢者の食育の推進として、「高齢者のための食生活指針」の改定を行うとともに、介護予防教室で「低栄養予防教室」などを実施。講話やレシピの紹介などにより参加者に意識変容がみられた。

## イ 基本目標2「食の循環や環境・安全を意識した食生活」

- 学校給食の調理くずや残食を堆肥に使う「さっぽろ学校給食フードリサイクル」を通じて、食育・環境教育を実施。また、家庭の生ゴミ減量のために「日曜日は冷蔵庫をお片付け」の啓発を継続して実施。
- 食の安全や衛生、食品表示に関する指導・啓発を実施。また、子ども向け手洗い・うがいソングなどを活用した食育指導を実施。
- 「若い世代に対する農体験の啓発」を開始。保育所では、野菜の栽培を通じた体験活動を行うとともに小・中学校では地産地消の啓発を実施。

## ウ 基本目標3「食文化の継承と食育推進体制の整備」

- 行事食やだしの文化など子どもを中心に市民に広く啓発。
- 多様な関係機関・団体、企業等から成る食育ネットワークなどとの連携により事業展開が図られてきた。
- 災害時の備えなどの資料を作成し啓発。
- 従来の広報誌、SNS、ホームページ、イベントの他、新聞の連載、オンライン配信など多様な媒体の活用を開始。

## (3) 新型コロナウイルス感染症による生活等の変化

- 三密(密接、密閉、密集)を回避するためリモートワークが増加。また、オンライン配信等のデジタル化が進む。
- 外食での共食の機会が減少する一方で、家庭での調理や食事が増加。改めて食への関心や課題を見つめなおす契機となっている。
- 本市ホームページの食育に関する閲覧回数の急伸や電話栄養相談の増加が見られた。

## (4) 指標評価の基礎資料の作成の延期について

- 国民健康・栄養調査に上乘せて札幌市健康・栄養調査を同時期に実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国民健康・栄養調査が中止。それに伴い、札幌市健康・栄養調査は令和4年秋(予定)に延期する。

## 2 次期(第4次)札幌市食育推進計画の策定にあたって

## (1) 国の動向

## ア 基本的な方針等

- 国の第4次食育推進基本計画では、SDGsの考え方を踏まえて推進。重点事項として、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食の3つのわ(環境の環・人の輪・和食文化の和)を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を定めている。
- 計画期間は、令和3年度から令和7年度までの概ね5年間。
- 第3次計画から追加、見直しを行った食育推進の目標は、「学校給食における地場産物を活用した取組等の増加」、「栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民の増加」、「産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の増加」、「環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の増加」、「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の増加」の5つ。
- 食育の取組をわかりやすく発信するため、「食育ピクトグラム」(全12種類)を作成(右図。一例)。

(食育ピクトグラム)



## (2) 北海道の動向

- 第4次北海道食育推進計画「どさんこ食育推進プラン」を令和元年度から開始。計画期間は5年間。
- 「北海道食の安全・安心条例」に規定されている計画であるとともに、「食育基本法」に規定する都道府県食育推進計画に位置付け。

## (3) 食育とSDGsの関係性

- 平成27年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「SDGs(持続可能な開発目標)」として、17のゴールと169のターゲットが設定されている。SDGsの目標と食育は大きく関係している。

## 3 次期(第4次)札幌市食育推進計画について

## 基本理念 食を通して豊かな人間性を育みます 継続

## (1) 策定趣旨

- 健康寿命の延伸や持続可能な食生活の推進を目指し、多様な関係機関等と連携した食育を推進するため、次期(第4次)札幌市食育推進計画を策定する。

## (2) 位置付け

- 食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置付ける。
- 食育に関する基本的な事項について定めるものであり、本市における各関連の計画との整合性を保つこととする。

## (3) 次期(第4次)札幌市食育推進計画の基本的な方針

- 国の第4次食育推進基本計画を踏まえ、本市のこれまでの第3次札幌市食育推進計画の取組による成果や令和4年度に実施する関係調査等の結果を反映し策定する。
- 妊婦や乳幼児から高齢者に至るまでのライフステージに応じた切れ目のない心身の健康を支える食育を推進する。食に関わる人々への感謝、食の安全・安心に関する情報提供、環境への配慮など、持続可能な食を支える食育を推進する。食育ネットワークなどの多様な関係機関、企業等との連携・協働により食育を推進する。
- 働き方やライフスタイルの変化等に対応し、効果的な食育の推進を行うため、動画やオンライン配信などデジタル技術を活用した多様な啓発方法を工夫する(デジタル化への対応が困難な高齢者等に配慮する)。
- 計画の策定や取組の実施に当たっては、SDGsの視点や趣旨を反映する。



## (4) 基本目標

## 基本目標1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進(市民の健康の視点)\*国の計画を参考

健康寿命の延伸に向け、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊婦や乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしに対応し、家庭、保育所、学校等の各段階において、切れ目なく生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進する。

## 基本目標2 食の循環や環境・安全に配慮するとともに、食文化を継承するための食育の推進(社会・環境・食文化の視点)\*一部変更(+食文化)

食の循環は、自然の恩恵の上に成り立ち、多くの人々の活動に支えられている。また、食品の安全性の確保に万全を期すとともに、市民が食に関する知識と理解を深めるよう社会・環境・食文化の視点から食育を推進する。

## 基本目標3 食育推進体制の整備(総合的・横断的な視点)\*一部変更(食文化を基本目標2へ)

教育関係者、企業、団体、ボランティア等の多様な関係者がそれぞれの活動を生かしながら連携・協働し食育を推進する。

## (5) 施策の体系(推進する内容)

- 基本目標の実現を目指すため、6つの基本的施策のもとに具体的な取組を行う。令和4年度に実施する調査結果等を反映する。

## ア...ライフステージに応じた健康寿命の延伸につながる食育「施策ごとのまとめ」から「ライフステージ別のまとめ」に変更。(取組は継続)

- 家庭・地域・全世代共通の食育の取組(災害時の食を含む)
- 妊産婦や乳幼児のいる家庭に対する食育の推進
- 保育所等における食育の推進
- 学校における食育の推進
- 若い世代を中心とした食育の推進
- 壮年期・高齢者に関わる食育の推進

## イ...「農」とのふれあいを通じた食育の推進

- 「農」とのふれあい促進(継続)
- 札幌の農業や農産物に関する理解の促進(継続)
- 地産地消の推進(継続)

## ウ...環境に配慮した食生活の推進

- 環境を考えた食生活の普及・啓発及び実践(継続)
- 食品ロスを少なくする社会環境づくり(継続)

## エ...「食」の安全・安心の確保の推進

- 「食」の安全に関する知識の習得(継続)
- 事業者による自主的な取組の促進(継続)
- 市民・事業者との連携・協働による取組の促進(継続)

## オ...食文化継承のための活動への支援

- 伝統的な食文化の継承・実践(継続)

## カ...食育推進体制の整備

- 食育推進体制の整備(継続)
- 食育ボランティア等の活動支援(継続)
- 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進(新規)

## (6) 計画の推進にあたっての指標(数値目標)

- 令和4年度に実施する各種調査の結果及び国の第4次計画の目標値を踏まえて設定する。

## (7) 計画期間

- 令和5年度から令和9年度までの概ね5年間とする。なお、評価等に係る調査については、令和4年度に国の調査に上乘せて実施することから、策定のための期間を半年延長することとし、計画の開始については、令和5年10月頃を予定している。